

情報通信審議会 電気通信事業部会（第75回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成19年4月19日（木）16時00分～17時19分

於、第3特別会議室

第2 出席委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、高橋 伸子、

辻 正次、東海 幹夫、長田 三紀、安田 雄典

（以上7名）

第3 出席関係職員

(1) 総合通信基盤局

森 清（総合通信基盤局長）、桜井 俊（電気通信事業部長）、

佐村 知子（総合通信基盤局総務課長）、鈴木 茂樹（事業政策課長）、

谷脇 康彦（料金サービス課長）、二宮 清治（料金サービス課企画官）

(2) 事務局

松村 浩（情報通信政策局総務課課長補佐）

第4 議題

諮問事項

ア．電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第1169号】

イ．平成20年度以降の接続料算定の在り方について【諮問第1170号】

ウ．基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正について【諮問第1171号】

開 会

○根岸部会長　それでは、ただいまから情報通信審議会 電気通信事業部会（第75回）を開催いたします。

長田委員は遅れて来られるということでございます。現在、6名出席されておりますので、定足数を満たしております。

議 題

ア．電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第1169号】

○根岸部会長　それでは、議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本日の議題は諮問事項3件ということであります。

はじめに、諮問第1169号、「電気通信事業法施行規則等の一部改正について」ということで、総務省から説明をお願いいたします。

○谷脇料金サービス課長　それでは、資料75-1に基づきましてご説明をさせていただきます。表紙をおめくりいただきまして、1ページ目からでございますけれども、今回の電気通信事業法施行規則等の一部改正についての背景をまずご説明させていただきたいと思っております。

前回の事業部会でございますけれども、3月30日付けで答申を頂戴しております。「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」ということでございますが、この答申におきまして示されました第一種指定電気通信設備に係る措置事項の中で、省令改正を要する3つの事項について規定整備を行おうとするものでございます。

まず、1点目がスタックテストに関する根拠規定の整備。2点目が、事後精算制度の廃止及び事前に接続料が確定する方式の導入。3点目といたしまして、NTT東西の電柱等におけるコロケーションルールの整備。この3点でございます。順次、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、第1点目の接続料規則の改正でございますが、スタックテストに関する根拠規定を整備するというものでございます。先に、2ページ目をごらんいただきたいと思います。

ますが、3月30日付けの答申の抜粋をここに書かせていただいております。読み上げさせていただきます。

「スタックテストは、接続料水準の妥当性を検証するための仕組みであるが、現行の接続料規則においては、接続料の水準に係る規定が存在しないことから、実態として、電気通信事業法第33条第4項第2号に規定する接続料の公正妥当性を検証する仕組みとして運用されている。」*を打っておりますけれども、下にその電気通信事業法を抜粋してございます。「接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された原価に照らして公正妥当なものであること」という規定でございます。

上の抜粋部分の第2パラグラフでございますが、「しかしながら、制度の一層の透明性を確保する観点からは、接続料に関する事項は、可能な限り接続料規則に規定されていることが望ましいと考えられる。したがって、当該制度の一層の透明性を確保するため、スタックテストを実施する根拠を接続料規則に規定することが適当である」というご答申でございます。

これを受けまして、恐縮ですが、1ページにお戻りいただきますと、一番下のところでございますけれども、今回、接続料規則第14条、これは接続料設定の原則について規定をしておりますけれども、新たに第4項といたしまして、「接続料の水準は、第一種指定電気通信設備を設置する事業者と接続事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるように設定するものとする」という旨の規定を設けようというものでございます。

2ページ目でございますけれども、2点目でございます。2点目は、事後精算制度の廃止及び事前に接続料が確定する方式の導入ということでございます。これによりまして、括弧の中でございますけれども、具体的な適用期間、あるいは適用を開始する時期、それから適用する接続料の範囲でございますが、平成20年度以降の接続料に適用いたします。ただし、長期増分費用方式に基づき算定されるもの、それからキャリアブレードが適用されるもの、そして新規かつ今後相当の需要の増加が見込まれるサービスに係るものを除くということでございます。

今回、アのところにございますように、精算事務の負担軽減を図るとともに接続料の予見性を確保するために、規定を整備するものでございます。これにつきましても、答申の抜粋を次のページに書いてございますので、ごらんいただきたいと思います。3ペ

ージ目の答申抜粋というふうに書いてございます。

2の事後精算制度の見直しということでございますが、第2パラグラフ、「ここで」で始まるパラグラフでございますけれども、「新たな接続料算定方法としては」ということで、その次の行でございますが、「前々年度実績に基づき算定した上で、適用年度実績とのかい離については次期接続料の原価に算入する案」、これが最も妥当であるというふうにしているところでございます。

恐縮ですが、もう一度、お戻りいただきまして、2ページ目でございますが、今回はこのアの①のところでございますように、現行の制度でございますが、適用年度の実績値が判明した後に、当該実績値に基づいて算出される接続料と実際に適用された接続料との間のかい離分、その2分の1を現在、精算するという事後精算制度、通常、タイムラグ精算と呼んでおりますが、この制度を廃止するというものでございます。これにかわりまして、②でございますけれども、原則として直近の実績に基づき接続料を算定した上で、適用年度実績とのかい離分を「調整額」として次期接続料の原価に算入するというものでございます。

次のページ、3ページ目に図がございます。調整額のイメージというふうに書いてございます。ここで、想定しておりますのは、例えば平成20年度のところでございますけれども、「かい離額」というふうに書いてございます。これは平成20年度の接続料を算定する際には、その2年前の実績値に基づいて接続料が算定されるわけでございます。その上で、この平成20年度が終了いたしますと、この平成20年度分の実績値が出てまいります。そうしますと、もともとの算定ベースに使っておりましたものとのかい離分が生じてまいります。このかい離分につきまして、平成22年度のところに矢印が伸びておりますけれども、ここに接続料算定の際の原価として、これを算入するという形で調整を行うというものでございます。

これに加えまして、イでございますけれども、調整額が過大になることによって、接続料が急激に変動することを防ぐために、接続料原価の算定に際し、直近の実績値に代えまして予測値を用いることや、1年を超える原価算定期間を設定できるように規定を整備するというものでございます。

これは、先ほどごらんいただきました答申抜粋の中で言いますと、「中略」と書いております、その下の「ただし」書き以降のパラグラフの第2行目でございますけれども、「当該かい離分が大きくなることがあらかじめ想定される場合であって過年度の需要の

推移等を踏まえて適用年度の予測値を合理的に算出することが可能であると認められる場合は、前々年度の実績に代えて当該予測値を用いて接続料を算定することが適当である」というものでございます。

もう1つございます。「また」書き以降でございますけれども、過年度の予測値と実績値の乖離が著しく大きくなった場合には、この乖離分の単年度当たりの算入額を小さくするため、乖離分の調整を複数年かけて行う。すなわち、接続料原価の算定期間を複数年とすることが適当であるというご答申でございます。これを踏まえての接続料規則の改正ということでございます。以上が2点目でございます。

次に、3点目でございます。4ページ目をお開きいただきたいと思います。これは電気通信事業法施行規則の改正になるものでございます。電柱等におけるコロケーションルールの整備ということでございます。き線点付近の電柱におきまして加入ダークファイバと既存のメタル回線を接続してVDSLサービスを行う形態。これは通常、FTTRと呼んでおりますけれども、こういったFTTRサービスの増加が見込まれることなどを踏まえまして、電柱等における円滑な接続を確保するため、コロケーションルールの適用対象に新たに電柱等を追加するというものでございます。

また、電柱使用料の算定についても規定がございます。「なお」書き以降でございますけれども、電柱固有の事情を考慮いたしまして、電柱使用料の算定につきましては、現時点においてすべての電柱における実際の添架状況を把握することが困難であることを踏まえまして、取得固定資産額を基礎に接続料の原価算定方法に準じて電柱使用料を算定するという旨の規定を設けるものでございます。

以上、3点につきまして、今回、接続料規則、及び電気通信事業法施行規則を改正するという中身でございます。

なお、この資料の参考といたしまして、5ページ目と6ページ目に、3月30日付けの答申においてご指摘をいただきました事項の中で、この黒丸を打っている部分が今回、諮問をさせていただいている中身ということでございます。

概要は以上でございます。

○根岸部会長 ありがとうございます。ただいま、3点につきまして改正のご提案ということでありますので、どうぞ、ご質問、ご意見、ございましたらお願いいたします。どうぞ。

○酒井部会長代理 1点目につきまして、「接続料規則の一部を改正する省令案新旧対

照表」の9ページあたりを見ると、接続料が相当、数値的に細かいことがたくさん書いてあるところに、第14条ということで、突如、かなり概念的な言葉が入っておりますが、スタックテストという言葉がここに主に出てくるわけではなく、こういう表現で、接続料をチェックするためにはスタックテストが必要だということの根拠にするという形になるというように考えればよろしいのでしょうか。

○谷脇料金サービス課長　今回、諮問させていただいておりますのは、あくまでスタックテストの根拠を接続料規則の中に設けるということをございますけれども、ご答申の中でもこのスタックテストの運用については別途ガイドラインを策定するということになっております。それにつきましては、別途、現在、私どもの中で検討しているという状況にあるわけをございます。

○根岸部会長　よろしいですか。どうぞ、ほかに。

前回の答申に基づく改正ということをございます。それでは、ご意見もございませぬようでしたら、本件につきましては接続に関する手続規則の規定に従いまして、諮問された案を部会長会見で報道発表するほか、インターネットなどに掲載するなどして公告し、意見募集を行うことといたします。本件に関する意見招請は規定どおり2回ということで、1回目を5月21日までということにいたします。その後、提出された意見を発表してから、それらの意見について2回目の意見募集を実施するということとし、期間を2週間としたいと思います。また、本件につきましては接続委員会において検討を行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

イ. 平成20年度以降の接続料算定の在り方について【諮問第1170号】

○根岸部会長　それでは、次の案件であります。諮問第1170号、「平成20年度以降の接続料算定の在り方について」、総務省から説明をお願いいたします。

○二宮料金サービス課企画官　それでは、資料75-2に基づきましてご説明させていただきます。

まず、1ページをおめぐりいただきまして、諮問書をございます。こちらにつきましては、読み上げさせていただきます。

平成20年度以降の接続料算定の在り方について、下記のとおり諮問する。平成16年10月19日付け貴審議会答申において、NTT東西の電話網等に係る接続料の算定

に用いる現行の長期増分費用モデル（第3次モデル）の適用期間は平成19年度までとされている。

また、現行の接続料算定においては、NTS（Non Traffic Sensitive）コストを5年間で段階的に接続料原価から除き、これを基本料の費用に付け替えることとしているが、上記答申において「新モデル適用期間終了後、新たに接続料の算定方法が検討される場合には、必要に応じてNTSコストの扱いについて改めて検討を行うことが適当」とされたところである。

これらを踏まえ、総務省は「新競争促進プログラム2010」において、NTT東西の電話網に係る今後の接続料算定の在り方について、貴審議会の審議を経て本年中に結論を得ることとし、平成20年度以降の接続料算定に用いる長期増分費用モデルについて「長期増分費用モデル研究会」において検討を行い、本年4月10日、市場環境変化等を踏まえた所要の見直し（第4次モデル）を提言する報告書が取りまとめられところである。

以上を受け、新モデルの評価、NTSコストの扱い、新モデルの適用期間等の平成20年度以降の接続料算定の在り方について、貴審議会に諮問するものである」とございます。

次の資料、別添資料でございますけれども、こちらに基づきまして、具体的な内容をさらにご説明させていただきたいと思っております。

1ページをおめくりいただければと思います。諮問書の中にも言及されておりました「新競争促進プログラム2010」でございますけれども、こちらは2010年代初頭までに実施する公正競争ルールの整備等の具体的な実施計画でございます。その中に、下の抜粋に書いてございますとおり、記載がされているところでございます。これに基づきまして、今回、諮問をさせていただいているところでございます。

1ページをおめくりいただければと思います。検討事項（案）でございます。こちらに6項目、検討項目を書かせていただいております。

まず、1点目。新たなLRICモデルの評価でございます。これは先ほども言及のございました4月10日に長期増分費用モデル研究会が取りまとめ、作成をいたしましたモデルにつきまして、当審議会においてご評価をいただければということでございます。

2点目。NTSコストの扱いでございます。通信量に依存しない、回線数に依存する費用でございますNTSコストにつきまして、その後の接続量水準、及び基本料収支の

動向等を踏まえまして、NTSコストの扱いについてどのように考えるかというご検討の内容でございます。

3点目。接続料算定に用いる入力値の扱い。現在、LRICモデルに基づく接続料の算定に当たりましては、「前年度下期＋当年度上期の通年通信料」というものを使ってございまして、8カ月分の予測に基づいて行っているわけでございますけれども、これにつきまして現状の通信量の推移等を踏まえまして、どう考えるかという点でございます。また、トラヒック以外の入力値の扱いについてもあわせてどのように考えるかという内容でございます。

4点目。接続料におけるNTT東西格差の扱いでございます。現行の接続料算定におきまして、LRICモデルによりNTT東西のコストの格差が20%を超える状況でございます。それを踏まえまして、引き続き接続料をNTT東西、均一にすることということで、前回、ご答申をちょうだいしているところでございます。これにつきまして、今回、新モデルによりNTT東西格差や競争環境の変化を踏まえて、どういうふうを考えていくのかというのが4番目の内容でございます。

5番目。新モデルの適用期間。現行のLRICモデルの適用期間については、見直しに必要な期間、競争環境の変化を踏まえ3年間といたしておりますけれども、新モデルについてはどうするかという点でございます。

6点目につきましては、新モデルの適用期間後、次の次の接続料算定の在り方につきましても、あわせて基本的な方向性についてどのように考えるかということをご諮問させていただいております。

以上、6項目の案でございますけれども、それを3ページのスケジュールに基づきまして、検討をさせていただければと考えております。本日、事業部会諮問の後、今月24日の接続委員会でご議論をちょうだいいたしまして、自由討議の後、来月22日に合同ヒアリングを開催させていただきたいと思っております。その後、それを踏まえて論点整理、報告書骨子、報告書（案）ということで、4回ほど会議を開催の後、7月19日の事業部会、こちらに答申（案）を戻させていただいた上でパブリックコメント、その後、答申を9月20日という予定で進められればというふうにご考慮しております。

その次でございます。参考資料5ページになります。これから数枚はLRICモデルに関します過去の状況、現在の環境の変化等についての説明でございます。

まず、LRICモデルでございますけれども、平成12年11月の電気通信事業法改

正により導入をされまして、その後、モデルという意味で3つのモデルができております。第1次モデルが平成12年から平成14年の3年間、第2次モデルが平成15年、平成16年の2年間。第3次モデルが平成17年から平成19年度、直近までの3年間でございます。

接続料設定につきましては、第1次モデルでは平成14年度までの接続料を設定し、激変緩和措置として3年間で段階的に引き下げという方式で設定をいたしております。第2次モデルにつきましては、接続料の対象範囲を拡大するとともに、通信料が15%変動した場合には、精算をするということで、ビルトインしてございまして、ここの精算も実際に行っているところでございます。第3次モデルにおきましては、接続料は毎年度設定をするということでございます。また、NTSコストにつきましては平成17年度から平成21年度の5年間で段階的に控除するという事となっております。通信量につきましては、前年度下期から当年度上期の予測値を使うということでございます。

次のページでございます。市場環境の変化ということで、ブロードバンド加入数の推移を書かせていただいております。総じて、伸びが大きく出てきてございまして、現状、2,576万加入の加入数でございます。これを月間の純増数で分けてみますと、オレンジのFTTH、この伸びが大きく、またDSLにつきましては平成18年第1クォーターから月間ベースで純減という状況になっております。CATVについてはコンスタントな伸びという状況でございます。

その次のページの電話サービスに係る加入数の推移でございますが、その中のブルーの線が固定系の通信でございます。なだらかではございますけれども、ピークの6,285万のところから純減してございまして、現状、5,603万というものでございます。これと対立するような形でIP系のサービスは順調に伸びてきてございまして、IP電話、超高速インターネット等の伸びが見てとれると思います。

その次のページでございます。固定電話の料金比較でございます。上のオレンジの四角が、いわゆるPSTNのサービスの料金、下がIPの料金でございます。NTT東西の基本料におきましては、事住別級局格差がそういう形で残っているという状況です。他方、基本料全体で見ると、IP系のほうがかなり安いというような状況になってございます。

次のページでございます。通信量の推移でございますけれども、平成12年をピークといたしまして、通信回数及び通信時間、いずれも減少してきているという状況が見て

いただけると思います。

その次のページでございます。固定電話に係る接続料原価の推移ということでございまして、平成12年LRICモデルを導入したところで、その前の平成11年に比べて格段のコストの減が図られております。その後、着実に接続料原価という意味では減少が見られておりまして、第3次モデルにつきましてはNTSコスト、5年間で段階的に抜いていくということでございますので、その黄色のハッチングの部分、毎年原価として除かれる額が増えてきているという状況でございます。

その次のページ。固定電話の接続料の推移でございます。LRICモデル導入当初、接続料は減少しておりますけれども、その後、一時上昇をし、また第3次モデルのところで減少の傾向になってきているというものでございます。これはNTSコストを除いて接続料を減少させているということが主因だと考えられます。

その次のページでございます。これから、先ほどの検討項目のそれぞれの説明でございますけれども、まず新たなLRICモデルの概要でございます。こちらに書かせていただいておりますのは、「長期増分費用モデル研究会」の報告書よりの抜粋でございます。今回、「長期増分費用モデル研究会」で見直した事項といたしまして、大きく3つほどございます。

1つが、PSTNへの投資抑制と実態を反映した見直し。これが1点目でございます。2点目が、IP化の進展に対応した見直し。3点目が、その他の状況の変化に対応した見直しということでございます。

1点目のPSTNへの投資抑制につきましましては、経済的耐用年数の見直しということで、3件ほど見直しを行っております。また、それに加えまして、交換機設備の維持、延命に伴うコストの反映ということで、現状、メーカーの修理や、交換機の製造等が打ち切りになっているような状況がございますので、その結果、遺失コストが発生するという部分につきましまして、モデルで対応し、その遺失コストを補うという補正をしているものでございます。

その次のページ、IP化の進展に対応した見直しでございますが、これは2件とも電話とその他のサービス提供との共用設備につきましまして、音声電話のコストの割り勘要因をどういうふうに把握していくのかという観点から見直しを行ったものでございます。

3点目につきましましては、実際の新規架橋の状況を踏まえてモデルを直すというものでございます。

14ページでございます。LRICモデルの見直しの結果を評価したものでございまして、平成17年度実績トラフィックベースで比較をいたしますと、ピンクのところでございますが、全体で3.6%のコストの減、NTSコストを除くと4.5%の減というものでございます。コストの引き下げのモデルの修正でございます。

続きまして、15ページでございます。これは2点目のNTSコストの扱いについての説明でございます。まず、平成16年度の答申の中での整理をレビューさせていただきたいと思っております。

通信量の減少局面におきまして、通信量の増減に感応しないNTSコストが接続料原価の中に残っておりますと、接続料単価が大幅に上昇するという。また、ひいては通話料の上昇がさらなる接続料等の上昇を引き起こすという悪循環が想定されたということでございます。

また、ブロードバンド等が発展してきている中で、それが利用できる利用者の方と、それが利用できない方との間での負担の不公平が生じてくるといったことも指摘がございました。これを踏まえた上で、通信量の減少傾向が継続することが共通の理解となっている当時の時点におきまして、NTSコストを接続料原価から除くことが必要ということで、その回収につきましては、まず基本料の費用範囲の中で行うことが適当というふうに整理をいただいております。

その上で、段階的に何年で抜くのかということにつきまして、ご議論いただきまして、まず接続料水準の観点から、これが極端な変動を避け、通話料の値上げにつながらない接続料水準の維持という観点から移行期間が4年ないし5年ということで整理がされております。また、NTSコストを基本料の費用において吸収可能性のある水準とするという観点から、4年ないし5年のうち、5年を選択したということでございます。

1ページをおめぐりいただきますと、NTSコストの概要でございまして、その左の四角の中の黄色で網がけをしている部分が今回のNTSコストとして接続料原価から除かれる部分でございます。具体的には、その右に書いてございます1から6までの設備がNTSコストとして整理されているところでございます。

17ページをごらんいただければと思います。実際のNTSコストの推移が書かれております。平成17年からNTSコストは5分の1ずつ落ちてきております。NTSコスト自体につきましては、加入者数の減等の影響によりまして、全体のコストは下がっておりますけれども、毎年5分1、5分の2、5分の3という形で増加をしてまいりま

すので、NTSコストとして接続料原価から基本料に移る額は増加をしてきているという状況でございます。

18ページでございます。こちらはさきの答申の中で移行期間を何年にするかということを検討するに当たりまして、トラヒックの減少を10%から15%と見積もり、幅で想定をしたものでございます。結果におきましては、5年で段階的实施をするということになっておりまして、これを下の括弧の中で実績値をあわせて入れさせていただいております。

これをごらんいただければお分かりいただけると思いますけれども、平成17年の段階では5.2から5.7のうち5.6でございますので、上のほうに位置する水準でございました。平成18年は5.35、真ん中よりちょっと下、平成19年は5.01ということですので、この5.0の水準からほぼ張りついているといったような状況でございます。また、この5.01を上4年の段階実施と比べていただきますと、ほぼ4年で実施をしていったとすれば、その中間地点というイメージだろうと思います。

その次のページをごらんいただければと思います。NTT東西の役務別損益に与える影響でございますけれども、その下の四角、NTT東日本の音声伝送役務の基本料のところをごらんいただければと思いますけれども、営業利益が平成17年度のベースで175億円でございます。括弧の中は前年度の数字でございますので、平成16年度が646億円。これがNTSコスト等の影響だと思っておりますけれども、かなり減少してきているという状況でございます。平成18年度につきましては、現在、まだデータはございませんが、先ほどご説明しましたとおり、NTSコストが5分の1から5分の2につき変わるという影響が今後あらわれてくると考えております。

その次のページでございます。3点目の接続料算定に用いる入力値の扱いでございますが、これはさきの答申の中では3つの選択肢につきまして、ご検討をいただいております。

1つ目が当年度通信量を使うということですが、これは予測が困難であるということで、却下しております。前年度の通信量につきましては、2カ月分、1月まで実績が出ますので、2月、3月の2カ月分の予測をすることによる信頼性でございますが、これは十分、信頼性があるという結論でございます。また、それに6カ月分の予測を加え、8カ月分の予測とした場合でも、上記の前年度通信量の予測結果と大差がないということから、結論といたしまして、前年度下期と当年度上期を通年化した通信量を用いると

いうこととなっているところでございます。

通信量以外の入力値につきまして、直近のものとする必要があるということで、総務省において毎年度、「長期増分費用モデル研究会」を通じまして決定をさせていただいているという状況でございます。

その次のページでございます。通信量の変化の具体的な動向でございます。上の表が通信量の変化率でございます、これは前年の同月比でございます。右に行くほど直近の数字となりますけれども、青の通信回数、赤の通信時間、いずれも大体10%の減少のところに収れんしつつあるような傾向が見てとれます。その下でございますが、通信量の対前月比変化量です。これも出入りありますけれども、ほぼ0%に収れんするような形になってきているというものかと思えます。

その次のページでございます。4点目の接続料における東西格差の扱いでございます。これにつきましては、さきの答申の中では東西別接続料にする意義につきましては、ヤードスティック競争を行わせて、費用の低廉化を図ることであるとした上で、しかしながらLRIC方式に基づきます接続料におきましては、LRICモデルを超えた費用削減は行われないうことから、ヤードスティック競争による接続料の低廉化は期待し得ないというふうに整理をされております。

また、その上で、現行モデルにおいて2割を超える接続料の東西格差が想定されておりましたけれども、これに対しまして事業者、消費者団体から反対の意見が出されておりました、20%を超える東西格差及び当時の時点におきます既存の固定電話サービスの果たすことが期待されている社会的役割を考慮いたしまして、平成17年度以降の接続料について東西均一とすることが適当というふうに整理をされているところでございます。

「ただし」といたしまして、次回以降、今回以降の接続料算定におきましては、NTT東西間の費用格差、既存の固定電話サービスが社会において果たす役割の変化を再度勘案し、その時点において適切な判断を行うことが必要ということを付言しているところでございます。

その次のページでございます。具体的に、今回、新モデルによりまして、東西格差がどうなるかということでございます。まず、下の参考でございますけれども、これは現行第3次モデルによりまして計算したものでございます。比較の意味でGC接続を見ていただければと思います。東西格差が一番右のところでは1.24になっております。2

4%の格差が出るというものでございます。これが第4次モデル、上の表でございますけれども、それで算定した場合、どうなるかということですが、GC接続、NTSコスト60%ベース、下と同じベースで比較をいたしますと1.25、25%の格差でございます。また、NTSコストを今後、100%除いた後どうなるかということと比較いたしますと1.37、37%の格差になるということが算定されているところでございます。

続きまして、24ページでございます。新モデル適用期間後における接続料算定の在り方でございます。こちらの資料は接続料の算定方式ということで、現状、とられております、もしくは各国でもとられております接続料算定方式につきまして、表でまとめさせていただいたものでございます。長期増分費用方式、現在、私どもが使っておりますのはボトムアップ方式でございます。これのほかに、トップダウン方式というものもございまして、現行のネットワークをベースといたしまして資産の評価替え、設備容量の見直し等を加味して算定するものでございます。

そのほか、光ファイバの算定に使用します将来原価方式、ドライカップの実績原価、ISDNのキャリアズレート、その他、ビルアンドキープ、プライスキップといった方式が現在、他国でも行われているという状況でございます。

その次の最後の資料でございますけれども、こちらは「長期増分費用モデル研究会」の中で今後のIP時代のLRICモデルをどういうふうに検討していけばよいかということにつきまして、各事業者を含めてご議論いただきましたけれども、完全なフルIP網、IP化が完全に進んだ段階でのLRICモデルについて、その実現の可能性を検討したものでございます。

左の四角、表のところに書いてございますとおり、PSTNにつきましては技術革新、技術の変動要素等が少ないと。また、実績もあるということでモデル化が可能ということございましたけれども、IP網につきましては現時点で発展途上のIP網であり、またさまざまな技術革新が今後期待されるというような状況でございますので、仮にモデルをつくるということだとすれば、そのためにサービスごとに要求される要件をまず決める必要がありますということで、下の四角でございますが、ネットワークに持たせる機能、具体的な設備、ネットワーク構成、こういったものを決める必要があります。

これを踏まえて、その次のページでございますけれども、そうであればどういう具体的な課題があるのかということをご議論いただきまして、フルIP網のモデル化に向け

たハードルということでは、標準化や技術開発、設備構築等々のハードルを越える必要があると。また、I P網が持つ特徴に起因する課題というものもご検討をいただいております。また、3点目、I P網における音声サービスのコストイング。I P網から音声のコストをどう切り出すかということについてもご検討をいただいております。

最後のページ、結論でございますが、フルI P網のLRICモデル化に向けたハードルにつきましては、現時点では大規模I P網のモデル化は時期尚早だという結論をいただいております。また、I P網が持つ特徴に起因する課題といたしましては、I P網は技術革新のスピードが早く、モデルが極めて急激に変動する可能性がある等々、ご指摘をいただいております。報告書として取りまとめをさせていただきますほか、発表させていただきます。

説明は以上でございます。

○根岸部会長 はい、ありがとうございました。平成20年度以降の接続料算定の在り方につきまして、別添の横長のもので、2ページというか、上のほうに2と打ってありますけれども、それが検討事項ということで、1から6まで、今、ご説明いただいたところであります。

今のご説明につきまして、ご質問とかご意見がありましたらお願いいたします。どうぞ。

○東海委員 平成20年度以降ということは、これはおそらく平成20年、21年、2010年……、平成と西暦がいつも書類の中でまざっているもので、頭が混乱いたしますけれども、できれば統一していただきたいなと思っておりますけれども。あるいは、括弧書きしていただかないと何となく……、その話はどうでもいいのですが、いずれにしても、接続料の問題として今、諮問内容をご説明いただいて、2つの大きな課題がまた議論の対象になっていると。

1つは、先のほうを見据えてLRICのモデルで続けられるや否やという課題。これは結構大きな問題かなと思っております。このLRICモデルの、限界的な意味の議論も、今回ではなくて、前の接続料算定のルールを決めるようなときにもちらほら出ておりました。

それは言うまでもなく、分子と分母の関係で言うと、分母のほうのトラヒックの減少ということが問題であったと。ただ、それをNTSコスト問題で少し議論を整理して、今の接続料の水準に、少し安定的な流れを持ち込んできたということであったのです。

接続料問題としては、かなりそれなりの方向がまとめられたような気がいたしておりましたが、しかしながら分母のほうのトラヒック減という流れというのは、最後のほうでご説明がございましたように、「長期増分費用モデル研究会」でも分析をしておられますように、IP網との関係というのは明らかに上昇カーブを描くものと減少カーブを描くものがクロスしてくるという流れは、皆さん、認識しておられるわけでございます。

そういう意味で、基本姿勢としてももう少しコメントをいただきたいと思うのは、先ほど根岸部会長がご確認いただいた2ページと右に打ってございます一番目の課題、新たなLRICモデルの評価ということで、「長期増分費用モデル研究会」において取りまとめられた新モデルを平成20年度以降の接続料算定に用いることについてどのように考えるか。

ということは、「長期増分費用モデル研究会」で整理した課題を、この平成20年、21年の接続料算定で適用することが適切か否かという、かなり大きな、先のほうに向けた議論も含めて討議をするべきか否かと。あるいはかなり後のほうでご説明いただいたような事実関係を踏まえると、平成20年、21年ですか、今度の対象期間についてはLRICモデルの流れをそのまま踏襲することにそれほど大きな課題はないかどうか、その辺が懸念されます。

○二宮料金サービス課企画官 今後の議論の方向性ということで、LRICモデルの検討の進め方というご質問だと思います。私ども、この「競争促進プログラム2010」というものを昨年つくっておりますけれども、その中でいろいろIP懇等を通じまして議論をしておりますが、その中では当面2008年、2009年につきましてはIP網へのマイグレーションはあるものの、それがPSTNを超えて主となるものでは必ずしもないだろうということでございます。それまでの間においては、当面のLRICの接続、要は算定の必要な修正を行った上で使っていくということが基本ではないだろうかと思っております。

また、その後、競争促進プログラムでは2010年度以降でございますが、審議会のご審議の結果、このモデルの適用期間が伸びればまたその先だということになると思いますが、その先につきましてはまさにIP網が本格化をするということも想定されますので、そういった環境変化を踏まえた見直しをする必要があらうかと思っております。そのためにも検討項目の最後、6番目でございますけれども、新モデル適用期間後における接続料算定の在り方ということで、その方向性も見据えていただきながら、

ご議論をちょうだいできればというふうに思っております。

○東海委員　その問題については、事業者の方々からのヒアリングも予定されているようでございますので、どういうご意見が出てくるか、少し様子を見ながらとは思っております。やはり、2010年からある日突然ということは、おそらく不可能だと思いますし、そういう意味では頭出しをしておくというような、理論整備をしておくということも今回の役割の一部にあるのかなというような気がいたしております。

もう1つ、引き続いて恐縮でございますが、大きな課題として検討事項の案の中の2番目に、NTSコストがまた出てまいりまして、これを再び議論しなければいけないのかということでございます。

この点については、後ろの、これも先ほどご説明いただいて、過去の分析の結果を今思い出しているところでございます。環境的にも、そういった考え方でやるべきであるということであったと同時に、理論的にも事業者間接続料というのは従量制を原則とするという考え方で、やはりトラヒックセンシティブな、TSのコストが適切だという考え方にきちっと整備されたという理解をいたしております。適切かどうかはわかりませんが、そのように整理をしております。

ただし、激変緩和といいましょうか、即座に、ではそういう形でと。過去の我が国でやってきた制度構築の中で急激にそれではそういう方向にというわけにもいかないということで、いろいろ議論がございましたけれども、5年間という年数を制定いたしまして、今制度ができて、動いている途中の過程にあるわけでございます。もしかしたら次の諮問事項とのかかわりもあるのかもしれないけれども、これをある意味では接続料問題では整理されたと理解した問題を、この2番のところで再びどう考えるかという問題提起を、諮問書の中にもそういう文章が出てまいりましたけれども、そのあたりの視点の、我々の基本姿勢というか、これを少し追加してご説明をいただきたいなと思っております。

○二宮料金サービス課企画官　先生、ご指摘のとおり、諮問書の中にも書かせていただいておりますけれども、このNTSコストの見直しにつきましては、前回の答申の中で、ある意味、ビルトインされた項目だろうというふうに考えておりまして、新たな算定方法を検討する際、すなわち今回でございますが、今回において改めて見直しをすることでございます。

前回の見直しのときに着目しておりましたポイントといたしましては2点ありまし

て、1点目は接続料水準が上がらないこと、激変緩和することということでございます。もう1つが、NTT東西の基本料に与える影響というものでございます。この2つについては、基本的に今回の検討においても検討の課題の材料になるのかなというふうに考えております。また、それ以外についても、もしご議論があれば含めていくことになるだろうと思いますが、少なくともその2つについては改めてご議論をいただきたいと存じます。

○根岸部会長　よろしいですか。どうぞ、ほかにご意見等ございましたら。はい、どうぞ、お願いします。

○辻委員　今の、最後に言われた2点について、最初のNTSコストの動きについてですが、18ページの図を見ていて、ちょっとお聞きしたいなと思ったのですが、トラヒックがいろいろ変わっていくということに関して、その変化を予測して接続料の計算に入れていくので、予測値のとり方をいろいろ変えてこられて、その次の予測というのは割合正確にいくということの評価されておられましたね。

4年での段階的实施や、5年での段階的实施というので、当初、4年で抜いた場合にはどうなるか、5年で抜いた場合にどういうふうに通くかという予測をされて……。この実績値が平成19年で5.01になっていますね。これが5年での段階的实施の下限値の5.01に限りなく近いと。これは当初の5年で実施されたトラヒックというのは当たっていたというふうに読むべきなのですか。この5円と6円の間の5円に来ているということは、これは許容値というのでしょうか、あるいは下のほうに来ている、真ん中ではなくて、下限にきている。これの要因はどういうことでしょうか。

あるいはもう1つ、別の観点から言いますと、真ん中の値ですと4年で段階に抜くというところにどうも近いみたいです。ですから、考え方としては5年で抜くのではなくて、4年で抜いているような動きというふうにとれますね。だから、NTSコスト自身を抜くのは5年前から決まっておりましたから、これを当初決めたときのトラヒック全体の予測が大幅に外れてきたということですね。そうではないのですか。

○二宮料金サービス課企画官　これは先ほど、ご説明させていただいておりますけれども、この想定はトラヒックについてだけ申し上げると、10%から15%減のトラヒックでございます。ただ、これは当時、想定していたモデル、入力値で計算をしておりますので、その後のトラヒック以外のものの動きについては必ずしもすべてフォローできているわけではないという前提だと思いますけれども、トラヒックについてだけ言及さ

せていただくと、この間のトラヒックの減少が大体12%程度でございますので、その意味ではほぼ想定内ということでございます。しかしながら、そのほかの要因もあろうかと思えますけれども、実績値で比較をしてみると、一番下の水準に張りついているというような状況でございます。

○辻委員 そのほかの要因でというので何か思い当たるものはありますでしょうか。

○二宮料金サービス課企画官 いろいろ要因としてはあろうかと思えますが、例えば、LRICを毎年計算するに当たりまして、施設保全費の入力値については経営効率化の状況を踏まえて、毎年、比較をした上で見直しをしておりますとか、また減価償却費の算定に大きく影響を及ぼします耐用年数ですね。特に、新規投資抑制を行った際の耐用年数のほじき方、これ、実は今回のモデルの修正で若干補正をしております。

その補正をした趣旨は、当初は新規投資抑制がそんなに長く続かないと思って、それほど長期的な視野で計算式をつくっていなかったわけですが、耐用年数が1年以上延びるといったような状況もございました。そういった耐用年数の長期化によります減少を想定していなかったというのものもあるのだらうと思います。

○根岸部会長 よろしいですか。どうぞ、ほかにございますか。はい、どうぞお願いします。

○酒井部会長代理 東西格差の問題ですけれども、もともとの発想として東西格差が計算すると大きいから均一にしたほうがいいのか、いや、そうではなくて、東西格差が大きくなったらあまり無理に均一にすることはいいのか。それとも大きくなったらかえってそれは利用者で相当格差がつくので、均一にしなければいけないのか。この辺の発想というのはどちらでしたか。小さいならどっちでもいいような気もするし。逆に、小さいのなら格差をつけても大したことはないとも考えられます。

○二宮料金サービス課企画官 前回の議論で申しますと、接続料の原価に格差があることによりまして、それが実際の通信料、通話料に影響を及ぼす可能性が高いということでもございました。

当時は、通信料に占める接続料の割合というのは6割から7割ぐらいでございましたので、そのコストが仮に格差として10%変わるとすれば、6%から7%のコスト上昇要因になるという意味で、それがひいては通信料、通話料の増加につながるおそれがあるという議論だったと思います。

それを踏まえて、一部、審議会のヒアリング等の中で関係の方々からそういう料金格

差につながるような格差については均一化を図るべきというご意見があったものと承知しております。

○酒井部会長代理　今回、どうなるかは別として、考え方の上で前を踏襲すると、格差が大きくなってくるとなればあまり格差をつけないほうがいいだろうと、そういうふうな考え方となるわけですね、前のものをそのまま踏襲すれば。

○東海委員　いや、いろいろ見解はあるでしょうけれども、そうではなくて、基本的にはNTT東日本、NTT西日本というのは別会社です。やはり、そこには違う会社としておのおのの地域で自分たちが他の人たちと競争していくわけですから、ヤードスティックという対照比較ということもございませぬけれども、いろんな意味で別物としてやっていくべきでしょう、差があろうがなかろうが。これが基本ではなかったかと思っております。

○根岸部会長　そうですね。この当時も議論した記憶がありますけれども、今、東海先生がおっしゃったとおり、それが筋だったと。しかしながら、東西格差がかなりあるということで、そしてそれによって通話料にはね返ると。これが大きいのでということで、反対が非常に強かったという経緯がありましたね。ですから、今回、そういう経緯をどう評価するか。原則的に考えるのか、やはりそういうことを考えるかということではないかと思っております。

その当時と今回の場合は、全く同じなのですか。ちょっと、私、わかりませんが、あの当時、通話料にはね返るといふようなことがあって、ユニバーサルサービスの観点もあってですね、つまり利用者がみんな使うのに、西だけ非常に高くなるということについては何か抵抗があり、しかしその後のユニバーサルサービスの対象というのが変化していますが、それは何か関係はありますでしょうかね。

○二宮料金サービス課企画官　今、先生、ご指摘のとおり、当時のユニバーサルサービスというのは、基本料プラス市内通話料、両方入っておりました。それが現在のユニバーサルサービス制度におきましては、基本料のみ対象ということになっております。

そういった意味では、前回の答申の中で、「固定電話サービスが果たすことが期待されている社会的役割を考慮し」という記述はあると思っておりますけれども、これとの関係において今回どういうふうにご評価をいただくのかということかと思っております。

○根岸部会長　はい、どうぞ。

○長田委員　この議論が行われたときは、私は消費者団体として意見を出した記憶がご

ざいます。ここには、「西日本の消費者団体から反対の意見が提出された」と書いてありますが、反対ではなくて、東西格差がもしつくのであれば、つけるべきだという意見を出した記憶がございます。こういうまとめ方はどこをどう切り取ってまとめるのかということですが、私どものような東京都域の団体としては、むしろそういうふうに均一にすることに反対をしたという事実はありますので、一応、申し上げておきたいと思えます。

○根岸部会長　それは私も記憶しておりますけれども。しかし、それを均一としたという理由は多分、こういうところにあったのでしょうか。そういう意見が非常に強かったと思えますけれども。

○東海委員　あの当時、ユニバーサルサービス制度は動いておりませんでした、現実にはですね。今回の場合は、ユニバーサルサービス制度が動いている。でも、ユニバーサルサービス制度をまた見直さなければならぬかもしれませんし、そのあたり環境変化が随分大きく変わって、1年1年変わっておりますので、またそのあたり全体を見渡して、議論すべきことかなという気がいたします。

○根岸部会長　ほかによろしいですか。

それでは、本件につきましては、接続に関する事項でありますので接続委員会において調査検討をいただきまして、その結果の報告をいただいた上で、当部会で審議、答申という決議をする運びにいたしたいと存じます。

本件につきましては、本部会と接続委員会合同の事業者ヒアリングを来月5月22日(火)に行うことといたします。その日は第76回の電気通信事業部会も予定しておりますけれども、部会終了後にヒアリングを引き続き行うことといたします。詳細につきましては、別途事務局より連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。

ウ．基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正について【諮問第1171号】

○根岸部会長　それでは、最後ということで諮問第1171号、「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正」について、総務省よりご説明をお願いいたします。

○二宮料金サービス課企画官　それでは、資料75-3に基づきまして、ご説明させて

いただきます。1ページをおめくりいただきまして諮問書でございます。基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則、以後、算定規則と呼ばせていただきますが、その一部を改正する省令案について、下記のとおり諮問する、というものでございます。

本年3月末の平成19年度LRIC接続料の接続約款変更認可の答申におきまして、平成19年度以降のユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定ルールについて、利用者負担を抑制することを目的として、速やかに見直しを行うこととするのが適当という旨の要望がなされております。

本要望は、LRICに基づきます平成19年度の接続料が低下することにより、各電気通信事業者の接続料負担額が減少する一方、同年度のユニバーサルサービス制度の負担金の額は1番号当たり月額7円から増加することが見込まれる中、当該負担金について既に利用者に負担を求めていること等にかんがみれば、利用者負担の増加を可能な限り回避することが適当であるとの考えに基づくものでございます。これを踏まえまして、本日、審議会に諮問をさせていただくということでございます。

その次のページでございます。今回は具体的に省令案をもってご審議を頂戴できればと思っております。省令案の具体的な内容はまた別途ご説明いたしますが、基本的には現在の算定規則の附則の中に1項加えて、読み替えを行うというものでございます。内容は別途ご説明いたします。

それでは、別添1の資料をごらんいただければと思います。1枚、おめくりいただきます。こちらは、さきの3月30日付けの情報通信審議会答申の要望事項をまとめたものでございまして、これにつきましては、4点のご要望をいただいたと理解をいたしております。

そのうち、1点目。オレンジの四角でございますが、来年度以降のユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方式について、利用者負担を抑制することを目的として速やかに見直すことということ、方向性を含めてご要望を頂戴しているというものでございます。本日はそれを踏まえての諮問ということになるわけでございます。

1ページをおめくりいただきますと、具体的な算定方法の見直しの案でございます。現状が左のグラフで示してございまして、加入者回線数、上から4.9%部分は高コストエリアということで定めているものでございます。この4.9%部分の全国平均を超える部分を補てんするというのが現在のベンチマーク方式でございます。これを今回の

見直しによりまして、「全国平均費用＋2σ（標準偏差）」というものをベンチマークとした上で算定をすると、その結果、赤の補てん対象額がオレンジの補てん対象額に縮むというものでございます。

次のページをごらんいただければと思います。具体的な見直しの考え方でございます。まず、経緯でございますけれども、現行のユニバーサルサービス制度につきましては、一昨年の「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」の答申におきまして、「音声サービス全体における競争が進展し、とりわけ基本料分野における競争がその黎明期を過ぎ、実効性のある競争が始まると見込まれる段階に入りつつある」という考えに基づき見直されたものでございます。

その際は、競争事業者によりますドライカップを利用した直取電話サービスの提供等により、回線交換網ベースの電話サービス市場において一層の競争進展が実現し、級局別格差の縮小を含む基本料水準の低廉化が期待されていた状況でございました。

また、ユニバーサルサービス制度の負担金につきまして、これを事業者みずからが負担するか、利用者に追加的負担を求めるか、ということにつきましては経営判断にゆだねるということで整理をされているものでございます。

制度稼働後の状況でございますけれども、当初、想定をしていた以上にPSTNからIP網へのマイグレーションが大きな動きとして顕在化してきております。その結果、直取電話サービス等の回線交換網ベースの電話サービス市場において、競争圧力を通じた基本料水準の低廉化は必ずしも十分に期待できないという環境変化が起こっているものでございます。

この点につきまして、昨年のユニバーサルサービス制度の交付金等の認可の中で、ご要望を頂戴いたしてございまして、級局別格差の是正を通じた利用者負担の抑制について、NTT東西に対し継続検討をするということで求めたところでございますけれども、当面その実施については見込めないという状況というものでございます。

また、実際の負担金を支払う事業者のうち、ほぼ100%、53社中50社がこの負担を利用者に求めていると。負担転嫁が主流になっているという状況の変化もございませぬ。

こういった状況におきまして、現行基本料の級局別格差を通じ、結果として都市部等の採算地域において高コストの不採算地域のコストの一部負担が引き続き行われるということが残っておりますので、利用者負担を前提としつつ、当該負担金の額が増加する

ということにつきましては、利用者の理解を得ることが困難だろうという認識でございます。

その次のページ。具体的にベンチマークを定める考え方でございますが、これにつきましては前提として実績データに基づく客観的な基準ということが必要だろうというふうに考えておまして、ベンチマークを設定する理由を具体的に3つ、書かせていただいております。

1点目が、現行制度において非競争地域、4.9%を特定する際に用いました標準偏差の方式を用いることによりまして、実績データに基づく客観的なベンチマークが設定可能。これが1点目でございます。

2点目は、米国においても同様のベンチマーク方式のユニバーサルサービス制度が稼働しておりますけれども、この米国の制度におきまして、当該「全国平均費用+2 σ 」を超える部分につきましては、各事業者の経営効率化努力や各州内におけるユニバーサルサービス制度の活用等によっても、なお対応することが不可能な水準というふうな整理でございまして、その上での本制度による補てんが行われているというものでございます。

この点、我が国において考えてみますと、NTT東西の経営効率化努力等による内部補てんのみでは対応することができない水準を確定する方式ということで、一定の合理性が認められるのではないかと考えております。

3点目でございますが、これは直接、さきの審議会のご要望を踏まえた部分でございますけれども、具体的な水準、計算したときの水準についてのものでございます。当該ベンチマークによりまして補てん対象額を算定いたしますと、現行制度の見直し時期、施行後3年を目途としておりますけれども、その間におきます合算番号単価の推移は現状7円と同等の水準になるだろうと見込まれるというのが3点目の理由でございます。

次のページをおめくりいただきますと、具体的な水準が記載してございます。この計算方法は上の現行ベンチマークで195-275億円、280-380億円と書いてございますが、これは先の「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」の答申の中で見通しを示しているものでございます。これを使いまして、「全国平均費用+2 σ 」の修正ベンチマークで計算したのがその下の数字でございます。それを合算番号単価ということで焼き直したものが下の④でございまして、平成19年度で言えば4円から6円、平成20年度でいけば6円から8円ということで、7円の現状に比べますと、ほぼ同じよ

うな水準で推移をするということだろうと思います。

次のページでございます。今後の審議のスケジュール（案）でございますけれども、本日、諮問をさせていただいて、5月にユニバーサルサービス委員会でご議論を頂戴したいと思います。その後、必要に応じまして6月、再度審議、その後、7月の事業部会で意見公募を開始いたしまして、パブリックコメントを取りまとめ、9月20日に答申ということでございます。これはその1件前の接続料の在り方見直しのスケジュールと同じような形で進めていきたい、同時並行的に進めていきたいということでございます。

以下、参考資料でございます。8ページをごらんいただければと思いますが。ブロードバンドサービスの加入数の推移は先ほどの諮問のとおりでございます、数多くのブロードバンドの数字が見てとれると思います。

その次のページ、9ページでございます。加入電話の契約数の推移でございますけれども、NTT東西の加入電話につきましては、上のブルーのところでございます、6,031万から5,114万ということで、かなり急激に減少が見られております。他方、IP電話につきましては、その下の紫の折れ線グラフでございますけれども、かなり大きな勢いで伸びておまして、現状、335万でございます。この勢いで伸ばしていくと、またその3カ月後、400万を超えるような水準になるというふうに考えております。

他方、直取電話につきましては、増加の傾向ではございますけれども、このOABJ-I P電話の伸びに比べれば若干鈍化をしております。こういったIP電話へのマイグレーションの状況が見てとれると思います。

次のページでございます。ユニバーサルサービス料を設定しての利用者への転嫁状況でございますが、これは前回の報告にも入れておりますけれども、53社中50社という、以下の企業が転嫁をしているというものでございます。

その次のページでございます。実際にさきの接続料の答申の中で各関係の消費者団体からご意見を頂戴したものの概要でございます。補てん対象額が膨らまないように算定方法の見直しを早急に行うべき、負担金の利用者への転嫁を行わないようにすること等について、ご意見を頂戴しているところでございます。

12ページでございます。米国におけるユニバーサルサービスコストの算定でございます。米国は、先ほど申し上げましたとおり、連邦の制度といたしまして、コストベンチマークを採用しておまして、「全米平均コスト+2σ」でございます。これは全米

平均をLRIC方式に基づきます平均コストを求めて、その 2σ 分を上乗せして、ベンチマークを定めているというものでございます。その上で、この76%分に州内の回線数を乗じた額を各州に補てんするというものでございます。この76%というのは加入者回線コストの州内配賦の割合というものでございます。

下の括弧でございますが、この考え方といたしまして、各州間の平均費用の「全国平均 $+2\sigma$ 」分のかい離は、各州における政策支援や各事業者の経営効率化努力等によっても対応不可能な水準として、連邦のユニバーサルサービス制度による補てんを行う仕組みということでございます。

最後、参考資料②でございます。具体的な省令についてでございますが、下の四角のところを見ていただければと思いますけれども、算定対象原価が基準原価を上回る額ということで計算をすることになっております。算定対象原価と申しますのは、4.9%の高コスト地域のコストの総額でございます。上のグラフというか、絵でいきますと、緑の部分でございます。これから基準原価、その青の斜線の入っている部分を差し引いて、引き過ぎでございますので黄色の部分に戻すというような仕掛けで算定をすることになっております。

具体的な読み替えについては別添3、読替表がございますので、ご参照いただければと思います。平均単価を基準単価というふうに読み替えをいたします。その基準単価は、「すべての適格電気通信事業者のアナログ加入者回線における加入者回線単価の標準偏差の2倍の額を加えた額」ということで、「全国平均 $+2\sigma$ 」をあらわすこととなるわけでございます。

説明は以上でございます。

- 根岸部会長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきましてご意見、ご質問がありましたら、どうぞ。
- 東海委員 ユニバーサルサービスのコストをユニバーサルサービス基金で稼働させるというような流れの中で、事業者のご負担の部分をユーザーというか、利用者に転嫁をするという実態、この間からずっとそれも確認をしているところでございます。そういうことが想定外であったか、想定内であったか、軽々にあまり言うことではないと思いますけれども、少し部分的に私どもの考えていたところと少し外れた流れが、環境ができてしまったというふうに私は個人的には理解いたしておりました。そういう意味で、かなり迅速に1つの形として具体的な方法をご提示いただいたのかなと今、承っており

ました。それはそれとして、議論を詰めていくべき課題として理解をいたしております。

ただ、先ほど接続料問題のところでも申し上げましたけれども、NTSコストの問題については接続料の在り方と、現在、深い関係にまだある存在になっておりますので、そういう意味でスケジュールをかなり並行的にやっただけののかなというふうに理解をいたしております。前に、このNTSコストの問題を議論するとき、接続委員会と辻先生が取りまとめを行った基本料等委員会を並行させて、少し議論を両者でかみ合わせたというような手法もありました。場合によっては、どういう流れができるかよくわかりませんが、この問題、接続委員会だけでは手に負えなくなる範囲が出てくるかもしれません。そのあたり、ユニバーサルサービス委員会と意見交換ができるような流れもお作りいただかないといけないかなとも思っておりますので、そういう状況のときには、またこれも迅速に事務局にご対応いただければありがたいという感じがいたします。

- 根岸部会長　今のことはそういうことで、ご対応ということによろしいですね。
- 東海委員　必要に応じて。
- 根岸部会長　ほかに、はい、どうぞ。
- 高橋委員　別添資料の2枚目のところの要望事項の一番の下ですけれども。実施済みということで入っております、「各事業者において負担金の利用者負担は、可能な限り抑制する方向で検討することが望ましい」の部分に関して伺います。「支援機関に各接続電気通信事業者等への周知を要請」というふうにあるのですけれども、なぜ支援機関を通して要請しなければいけないのか、何か理由があれば教えていただきたいと思えます。やはり、行政機関ですから、総務省から直接要請することで、それなりの効果が上がるのではないかと思います。なぜ間に支援機関を入れる必要があるのか教えてください。
- 二宮料金サービス課企画官　まず、電気通信事業法第107条第2項において、支援機関の業務は、「交付金等の交付を行う業務に附帯する業務を行う」と明定されております。したがって、私どもといたしましては、それがまず1つ、TCA（電気通信事業者協会）としての役割だろうと考えております。

あと、実行的な、実態的な理由を申し上げますと、今回、實際上、53社中50社が転嫁をするというような調査をTCAのほうで行っておりまして、各事業者との事務的窓口という意味でも、それを持っているというところがございますので、実際の周知活動をより適正かつ効率的に行うという観点から、TCAにおいて周知をしていただいた

ということでございます。

私どもも、それに加えて、また別途、TCAの主催する説明会の場でこの趣旨につきましても、ご説明をさせていただいているところでございますので、その両者をあわせて要請をしている状況でございます。

○高橋委員　　そうしますと、この要請というのは紙が出たのか、口頭なのか、ちょっとよくわからないのですが、どういうものを教えていただきたいと思います。

○二宮料金サービス課企画官　　文書でお渡しをしております。

○高橋委員　　ぜひ、一度見せていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○二宮料金サービス課企画官　　早急にお示ししたいと思います。

○根岸部会長　　どうぞ、ほかに。はい、どうぞ。

○安田委員　　これ、累積正規分布を使って 2σ というのは、一般的、常識的にはフェアだと思うのですが、米国のように人口が分散して、幅広く散らばっている国ではない日本において、回線当たりのコストというのはほんとうに正規分布的な展開をしているのかというちょっと疑問があったもので、その辺、もし説明をいただければと思うのですが。

○二宮料金サービス課企画官　　今回の 2σ につきましては、2ページでございますと、この絵の費用曲線をベースといたしまして、その費用曲線の平均から各標本がどれだけばらつきがあるのかという観点で決定をいたしております。したがって、今、先生がご指摘の実際費用上のコストがどれほどばらついているのかということとは、必ずしもリンクしておりません、実際上のコストというのは、前のユニバーサルサービスのご議論の中で示させていただいておりますとおり、対数正規分布を示してございます。

そういった意味で、高コスト地域の特定に当たりましては、対数正規分布の 2σ ということで、4.9%を用いております、今回はそれとはある意味離れておりまして、この費用曲線を使った平均費用と 2σ 標準偏差ということでございます。

○根岸部会長　　よろしいですか。はい、どうぞ。

○長田委員　　ご要望したことに対して、迅速に対応していただくことには感謝したいと思います。

1つ、質問なのですが、先ほどの利用者負担の転嫁の部分で、53社中50社とずっと言っているのですが、番号で考えるとどのくらいのパーセンテージが転嫁されていることになるのか、おわかりでしたら教えていただきたいのですが。

○根岸部会長　　わかりますか。

○二宮料金サービス課企画官　　正確な数字は計算する必要がございますけれども、基本的に、ほぼ99%の番号数が、53社中50社という意味では、転嫁をされていることになってございます。

○根岸部会長　　よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましてはユニバーサルサービスの制度に係る政令の立案及び総務省令の制定に関する事項でございますので、ユニバーサルサービス委員会において調査検討をいただきまして、その結果を報告いただいた上で、当部会で再度、審議及び答申ということにいたしたいと思えます。

閉　　会

○根岸部会長　　それでは、以上で本日の審議は終了いたしました。皆様、何かございませんか。

それでは、本日の会議を終了いたします。次回は5月22日（火）午後2時から低層棟1階の総務省第1会議室で行います。接続委員会との合同ヒアリングも、その終了後に行います。長時間の審議が予想されますけれども、ご協力をお願いしたいと思います。

それでは、終わります。どうもありがとうございました。

— 了 —

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。【[配付資料](#)】

担当：総務省情報通信政策局総務課情報通信審議会係　徳部、頓所

電話　　03-5253-5694

FAX　　03-5253-5714

メール　t-council@ml.soumu.go.jp